

賃金・所得統計の在り方に関する検討会 議事次第

令和 7 年 4 月 1 8 日 (金)
1 5 時 1 0 分 ~ 1 6 時 0 0 分
中央合同庁舎 8 号館 8 階 特別 中会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 各種統計調査における現行の公表内容・作成方法、意見交換
- (2) その他

3. 閉 会

(資料)

- 資料1 賃金・所得統計の在り方に関する検討会の開催について
- 資料2 令和7年3月24日経済財政諮問会議 議事要旨(抜粋)
- 資料3 毎月勤労統計調査の実質賃金について(厚生労働省提出資料)
- 資料4 家計調査における世帯収入について(総務省提出資料)
- 資料5 国民経済計算の雇用者報酬について(内閣府提出資料)

賃金・所得統計の在り方に関する検討会の開催について

〔令和 7 年 4 月 4 日
内閣官房長官決裁〕

1. 我が国は、30 年余り続いたコストカット型経済から脱却し、賃金や物価が動き始める成長型経済に向けた転換点にある。こうした状況の下、実質的な賃金・所得動向について、国際比較の観点を含め、多面的に把握することが重要である。

現状、公的統計である「国民経済計算」、「家計調査」及び「毎月勤労統計調査」では、賃金・所得の実質値を公表しているところ、統計ユーザーの利便性を高めるという観点も踏まえ、それらの数値の実質化の在り方、情報提供の手法等について検討を行うため、賃金・所得統計の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討会の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座 長	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
構 成 員	川崎 茂	滋賀大学データサイエンス・A I イノベーション 研究推進センター特別招聘教授
	玄田 有史	東京大学社会科学研究所教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	美添 泰人	青山学院大学名誉教授

3. 検討会の庶務は、内閣府、総務省及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

令和7年3月24日経済財政諮問会議
議事要旨（抜粋）

議題1「マクロ経済運営（春季労使交渉等）」

（柳川範之議員（東京大学大学院経済学研究科教授））

今、十倉議員からお話があったように、かなり幸先の良いスタートが切れているというふうを感じる。ただ、国民感情的にというか、一国民としては、やはり消費者物価は、日用品の金額が上がっているという感じがあるので、生産性向上を持続的なものにして、さっきのお話にあった賃上げモメンタムを定着させて、実質賃金をしっかり上げていくということが大事だと思う。

そのためには、実質賃金の適切な把握が大事だと考えている。実質賃金を何で測るかというのはなかなか難しいので、そういう意味では統計情報の充実が重要だと思うし、先ほどの資料1の3ページにあったように、しっかりとした国際比較ができるような統計情報の整備がこの諮問会議としてはとても重要だと考えている。

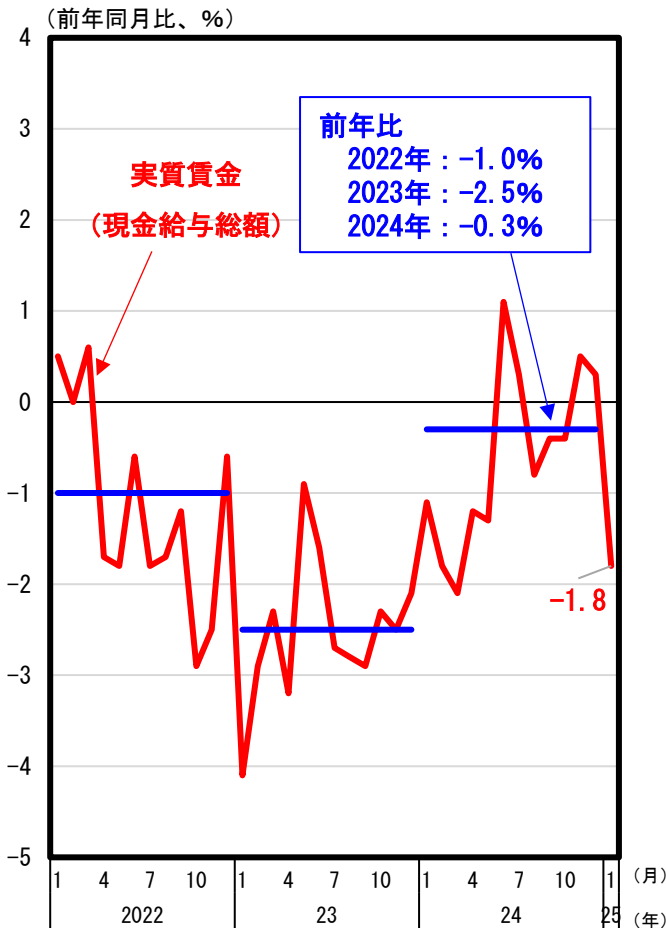
（赤澤亮正議員（経済財政政策担当大臣（進行役）））

柳川議員の先ほどのご指摘については、関係府省において適切に対応してまいりたいと思う。

（下線は事務局）

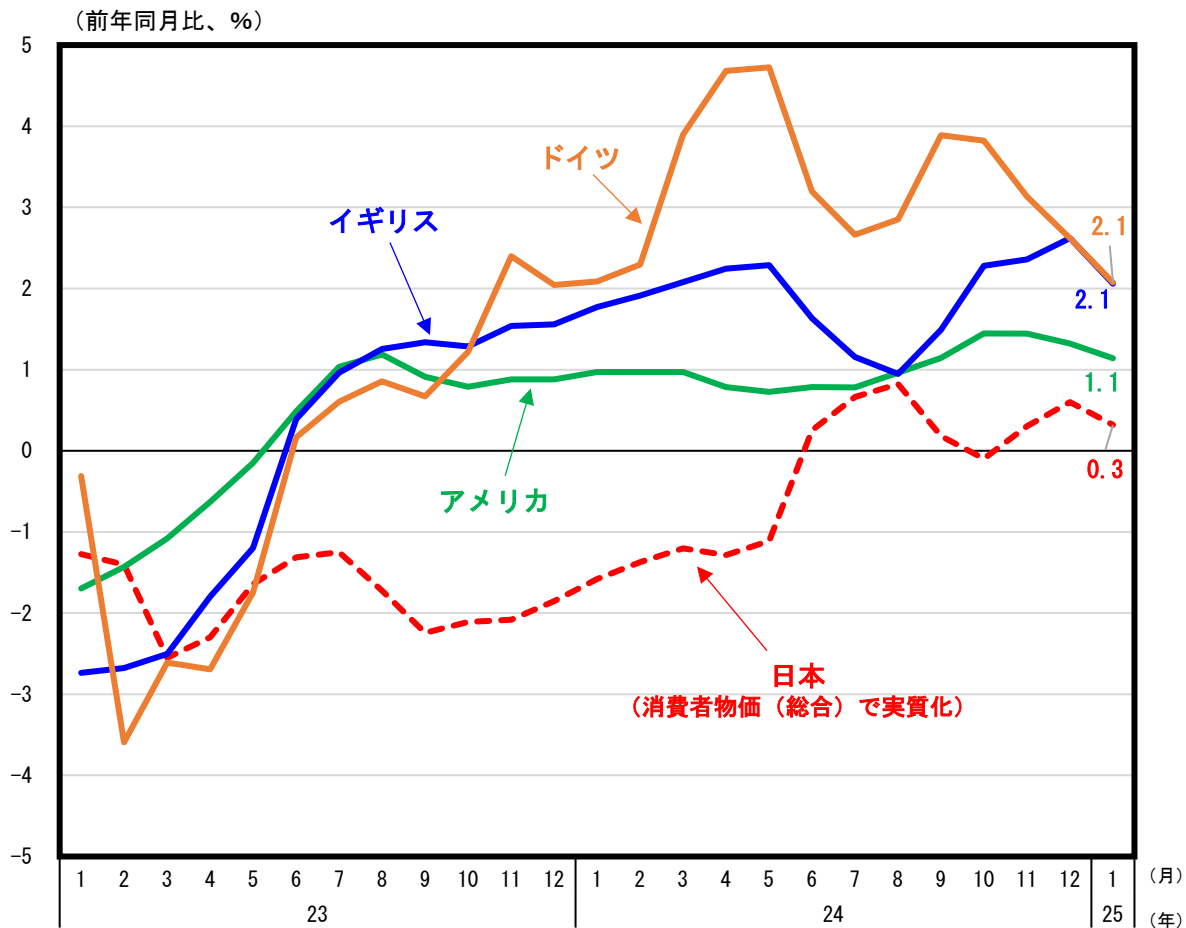
- 実質賃金は、2024年後半から、プラス圏内に。ただし、足元では、物価上昇の影響により低下(3か月ぶりのマイナス)。
- 国際的にみると、日本の実質賃金の上昇率は、前年比でマイナスの期間が続くなど、総じて低い。

＜図1：実質賃金の動向(日本)＞



＜図2：実質賃金の国際比較(日・米・英・独)＞

※米・英・独と合わせるため、日本も消費者物価(総合)で実質化した値を使用
※後方3か月移動平均



毎月勤労統計調査の実質賃金について

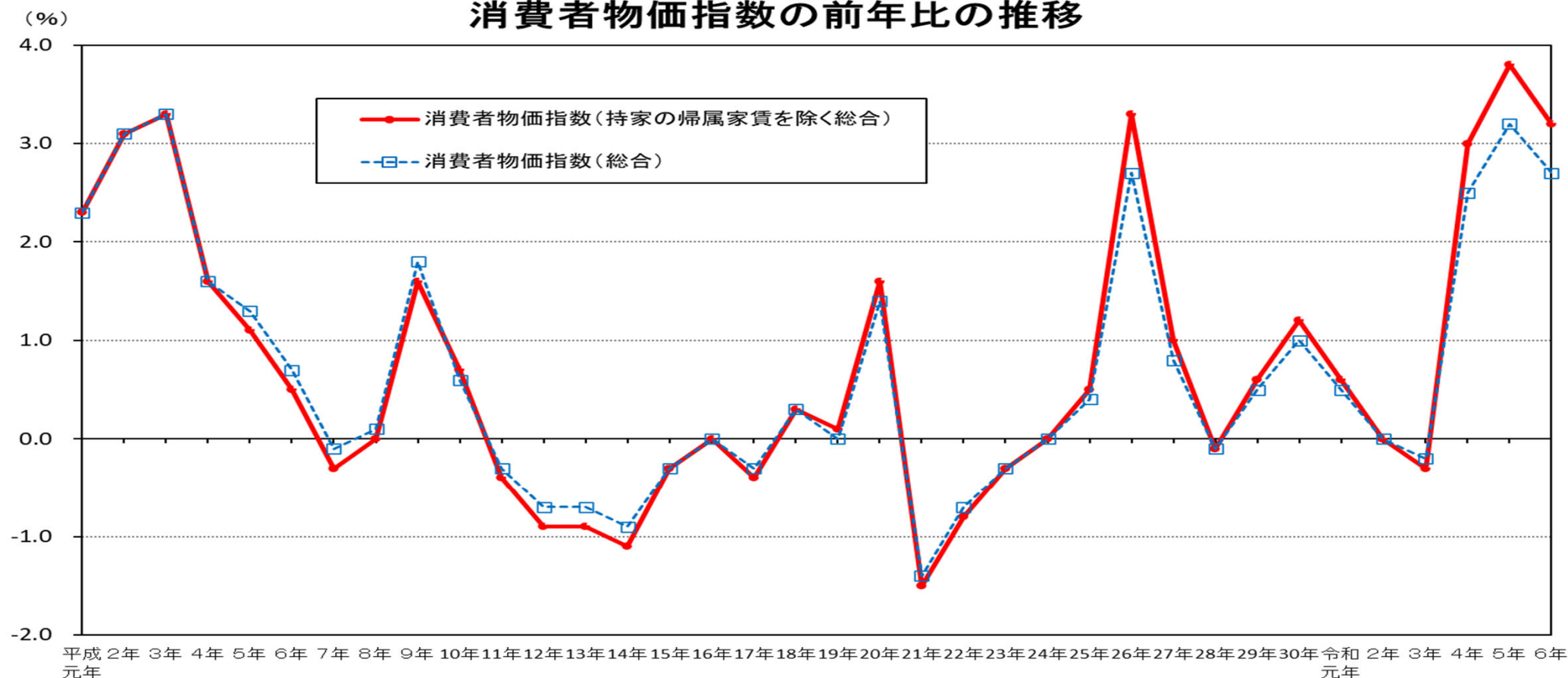
令和 7 年 4 月 18 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

消費者物価指数「持家の帰属家賃を除く総合」と「総合」について

- 「持家の帰属家賃」とは、持家を借家と見なした場合支払われるであろう家賃のことである。
- この30年の日本においては、家賃は大幅な変動が生じにくいことから、「持家の帰属家賃」の変動は小さく、持家の帰属家賃を含む「総合」で見ると、全体の変動幅を小さくさせる要因となっている。
- 近年は、持家の帰属家賃以外の物価上昇が高くなっていることから、「持家の帰属家賃を除く総合」が「総合」の上昇率を上回っているが、それ以前では、「総合」の方が上回っている年もある。

消費者物価指数の前年比の推移



毎月勤労統計調査の実質賃金について

○「持家の帰属家賃を除く総合」を用いている理由

労働者の生活の実感に近い賃金の購買力を把握するため、実際に取引が行われていない持家の帰属家賃を除いた「持家の帰属家賃を除く総合」を用いて、実質賃金を算出している。

○実質賃金の公表の経緯

毎月勤労統計調査では、**1951年（昭和26年）1月分以降**の実質賃金を公表している。当時は、「持家の帰属家賃」は算定されておらず、当時、消費者物価指数の最も全体的な指数であった「総合」（現在の「持家の帰属家賃を除く総合」）を用いた（※）。

消費者物価指数は、**1970年（昭和45年）基準への改定（1971年11月に改定）**から、「持家の帰属家賃」が算定されることになったことから、参考系列として、「持家の帰属家賃を含む総合」の指数を作成している。

また、**1985年（昭和60年）基準への改定（1986年8月の改定）**で、従来の「総合」指数を「持家の帰属家賃を除く総合」に改めるとともに、「持家の帰属家賃を含む総合」の指数を「総合」指数として表記することとした。

（※）総務省の公表資料を基に作成

諸外国の実質賃金等について

○実質賃金の公表について

公表 : 日本、アメリカ、イギリス、ドイツ

非公表: カナダ、フランス、イタリア、オーストラリア、韓国等

(注) 実質賃金の算定においてどの物価指数を用いるかは、分析の目的によって異なることから、実質賃金を公表していない国も多い。

○実質賃金に用いている消費者物価指数

持家の帰属家賃を含む総合: アメリカ、イギリス、ドイツ

持家の帰属家賃を除く総合: 日本、イギリス (参考値として公表)

(参考)

- ・ 欧州統計局 (Eurostat) では、加盟各国で推計方法が統一されていないことなどから、現時点では「帰属家賃を除く総合」のみの消費者物価指数を公表している。
- ・ 日本の持家比率は、他国に比べて高いことに留意が必要である。

各国の持家比率

日本	イタリア	フランス	イギリス	ドイツ	アメリカ	デンマーク	スウェーデン	オランダ
61.2%	57.6%	38.7%	32.6%	26.0%	22.9%	15.0%	9.8%	9.2%

※日本の数値は、「平成30 (2018) 年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)。

諸外国の数値は、泉田信行 (2019) 「OECD Affordable Housing Database」、国立社会保障・人口問題研究所『社会保障研究』、2019年第4巻第3号、pp. 403-404。

家計調査における世帯収入について

令和 7 年 4 月 1 8 日
総 務 省 統 計 局

家計調査における世帯収入について

- 家計調査では、世帯を対象に、勤め先収入（世帯主収入、世帯主の配偶者の収入、及び他の世帯員の収入）や社会保障給付などを調査。調査結果を毎月公表
- これらの実質化の算出においては、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を使用
（実質化の算出は1947年（昭和22年）以降実施）
 - ・ 消費者物価指数は、1970年（昭和45年）基準への改定以後、持家の帰属家賃を除く指数に加えて、持家の帰属家賃を含む指数も公表し始めたが、時系列比較の観点等も踏まえ、引き続き「持家の帰属家賃を除く総合」を用いて実質化

収入に関する分類項目（抜粋）

実収入
 經常収入
 勤め先収入
 世帯主収入
 定期収入
 臨時収入・賞与
 世帯主の配偶者の収入
 他の世帯員収入
 事業・内職収入
 他の經常収入
 うち社会保障給付
 うち公的年金給付
 特別収入
実収入以外の受取（繰入金を除く）

公表資料（抜粋）

実収入

勤労者世帯の実収入(二人以上の世帯)は、 1世帯当たり 571,993 円

前年同月比

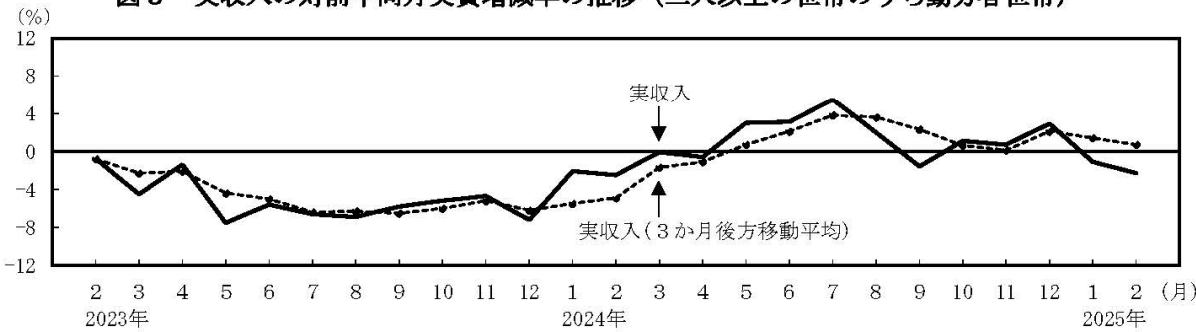
実質 2.3%の減少

名目 1.9%の増加

3 勤労者世帯の収支

(1) 勤労者世帯の実収入の推移

図3 実収入の対前年同月実質増減率の推移（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）



	2024年												2025年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
実 収 入 （ % ）	-2.5	-0.1	-0.6	3.0	3.1	5.5	2.0	-1.6	1.1	0.7	2.9	-1.1	-2.3	
(参考) 3か月後方移動平均（%）	-4.9	-1.7	-1.1	0.7	2.1	3.8	3.6	2.3	0.6	0.1	2.1	1.4	0.7	

世帯収入（世帯対象調査）の実質化に関する諸外国の状況

- 諸外国では、世帯収入に関する調査結果を実質化する際に、持家の住宅費用を含む指数を使用している国あり（国によって帰属家賃方式、支払方式、取得方式など）
 - 日本と韓国は、持家の住宅費用を含まない指数
- ※他に、実質値がなく名目値のみ公表の国あり

	アメリカ	イギリス	ドイツ	カナダ	フランス	イタリア	オーストラリア	韓国	日本
調査名	Current Population Survey Consumer Expenditure Survey	Household Finances Survey	Laufenden Wirtschaftsrechnungen	Canadian Income Survey	Enquête Budget de famille (Household Budget Survey)	Indagine sulle condizioni di vita (EU-Statistics on Income and Living Conditions)	Survey of Income and Housing	가계동향조사 (Household Income and Expenditure Survey)	家計調査
公表周期	年次	年次	年次	年次	5年	年次	隔年	四半期	月次
担当機関	センサス局・労働統計局	国家統計局	連邦統計局	統計局	国立統計経済研究所	国家統計局	統計局	統計庁	総務省統計局
実質化した調査結果表の公表	公表	公表	非公表	公表	非公表	非公表	公表	公表	公表
実質化においてCPIが持家の住宅費用を含むか	含む 帰属家賃を含む連鎖総合指数を使用	含む 帰属家賃を含む総合指数を使用	—	含む 持家にかかる支払を含む総合指数を使用 (修繕維持費、固定資産税、保険料、ローン金利など)	—	—	含む 持家の取得を含む総合指数を使用	含まない 持家の帰属家賃を除く総合指数を使用	含まない 持家の帰属家賃を除く総合指数を使用

国民経済計算の雇用者報酬について

令和7年4月18日
賃金・所得統計の在り方に関する検討会

内閣府経済社会総合研究所

雇用者報酬の現行推計方法等について

内閣府では、四半期ごとに公表されるGDP速報において雇用者報酬を公表している。
現在の公表系列の概要は以下の通り。

項目：名目値・実質値(2015年暦年連鎖価格)

四半期値 原系列及び季節調整系列の実額及び増加率

暦年・年度値 実額及び増加率

期間：1994年1－3月期以降の値

推計方法：雇用者報酬は国民経済計算体系に位置付けられており、賃金・俸給と雇主の社会負担から推計している。このうち大宗を占める賃金・俸給は、主として、
一人当たり賃金(厚生労働省「毎月勤労統計」)と雇用者数(総務省「労働力調査」)
を掛け合わせて推計する。

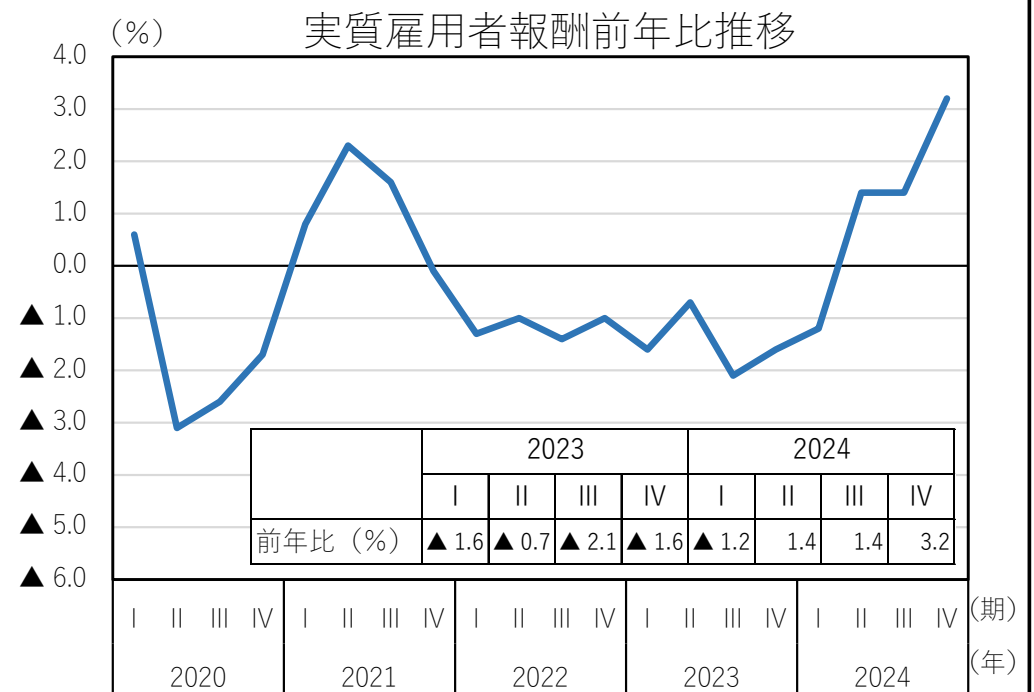
実質雇用者報酬は、名目雇用者報酬を家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃(注))
デフレーターで除して推計する(※1,2)。

(※1)基礎統計である「毎月勤労統計」においても、
消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)
を用いて実質賃金を推計している。

(※2)アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス等
主要国においては、実質雇用者報酬の公表は
行っていない。

(注)間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)も除いている。
なお、家計最終消費支出に占める割合は、持ち家の帰属家賃
が約15%、FISIMが約1%。

【参考】今後の雇用者報酬の公表予定：5月16日(金)
2025年1－3月期四半期別GDP速報(1次速報値)において
1994年1－3月期～2025年1－3月期の値を公表予定。



(備考) 内閣府「2024年10－12月期四半期別GDP速報(2次速報値)」による。